

## 第2章 事業における在来野草の導入

### 2.1 在来野草の導入に向けた草種の選び方と移動範囲

#### (1) 草種の選び方

在来野草の導入は、生物多様性の保全など環境配慮だけでなく、地域の人々が親しみを持てる施設づくりの一助となるような春・秋の七草の花壇や季節の花や実のなる法面植栽など地域固有の文化や景観面を反映し、特色づけることが可能となる。

一方で、法面や植樹帯の一部、公園の緑地など、身近な緑化施設に対し、事業者等が自ら対応できる方法で緑化目標に合わせた在来野草を導入するには、特殊な環境に生育する植物や有害な植物を避け、プランターやスコップなど一般的に入手できる用具で育成できるような草種から選定することが望ましい。

これらを踏まえた導入草種の選定の流れを図2-1に示す。

なお、第2編『在来野草200種の生育特性』に示す200種は、下記の選定フローを満たした草種であり、選定の参考にしてほしい。

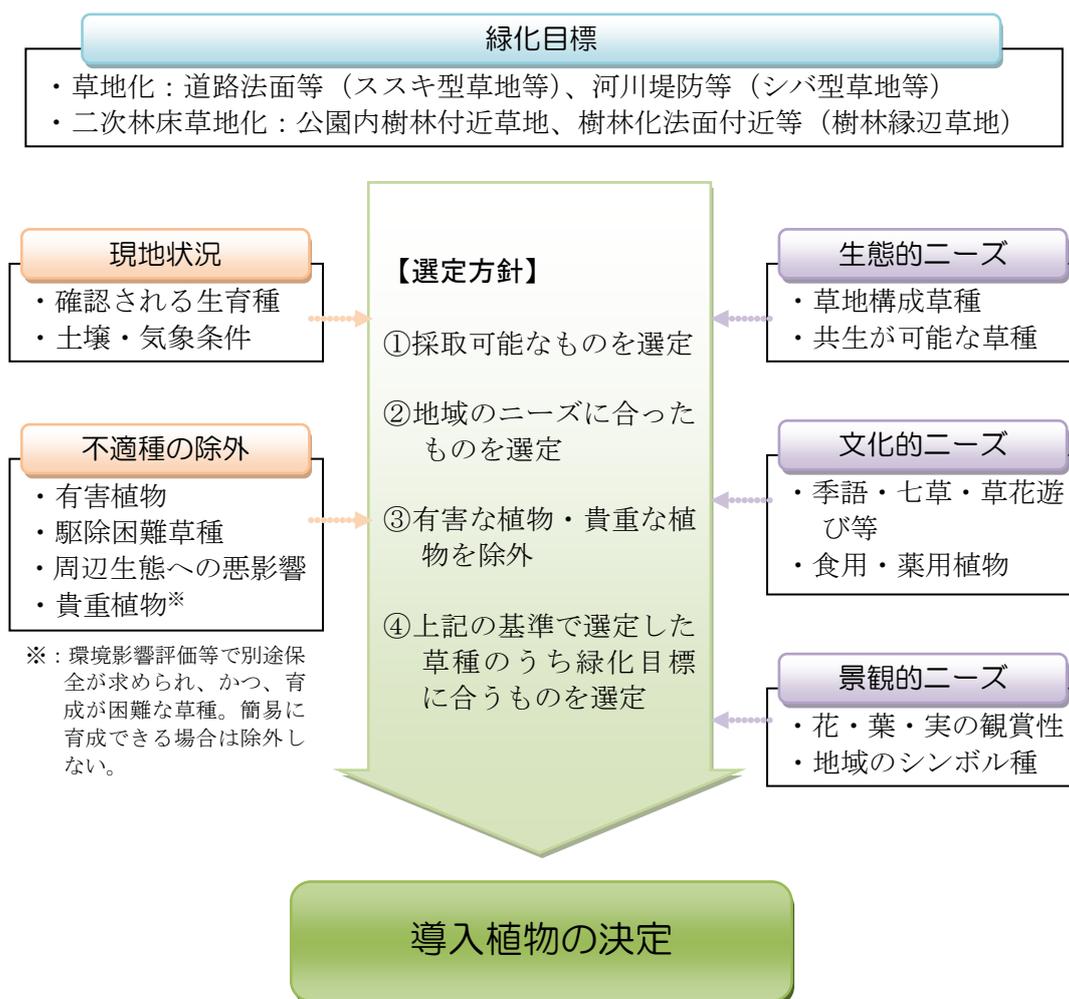


図2-1 在来野草の導入に向けた草種の選定フロー

## (2) 緑化目標及び生産計画

在来種は、その種毎に種子採取の時期や保管方法、生産できる種子数や苗の量など生育特性が異なる。そのため、各事業で定められた緑化計画や事業自体のコンセプトを踏まえ、計画や設計に反映できる在来野草の植栽方法や数量を定めたいうえで、草種の育成特性に合わせた種子採取や種子・苗の生産計画を立案する必要がある。

また、年間に採取したり、生産できる種子が少量の場合は、複数年の生産計画となる。

在来野草の導入に向けた生産計画を立案するうえでの留意点や道路や河川、公園等の事業毎の留意点については、後述の2.2～2.3に示す。

なお、在来野草の導入に関し、積極的に参加が見込めるNPO等団体を想定できる場合は、緑化計画の立案時点から緑化目標や生産計画の立案に参画してもらうなど、導入に関する作業全般に関し、協働で進めることが望ましい。

## (3) 在来野草の種子採取の範囲

生物の多様性や地域性を保全する観点から、元々生育していなかった草種を導入することは、「国内由来の外来種」を持ち込むことになり、導入地域の生態系に影響を及ぼす可能性があるため、避ける必要がある。また、元々生育している草種でも、地方や流域が異なることで気象や土壌などの生育条件が異なり、導入しても生育しづらかったり、それぞれにあった性質を持つ遺伝子レベルのかく乱につながるなどの懸念がある。遺伝子レベルのかく乱を防ぐには、植物個体同士の遺伝的に交流のある範囲を明らかにする必要があるが、明らかにされていない植物が多いため、以下のような考え方を目安とする。

### 【種子採取範囲の目安】

- ・「生物多様性保全のため国土区分（試案）」<sup>1)</sup>の同一国土区分内
- ・分布が連続する種にあっては、当面、都道府県より下位の地域レベルで、植物相の違いや自然保護の地域指定などを考慮して地域区分を行い、その範囲を地域性系統の移動許容範囲とすることが望ましい。<sup>2)</sup>
- ・自然公園内における緑化の場合は、当該自然公園内の可能な限り施工地に近い場所から、施工地と類似する環境に生育する種を採取する。具体的には、まず、施工地である法面の位置する「単位流域」内の採取を優先的に検討する。この「単位流域」内だけでは必要な種類や量が採取できない場合は「同一河川流域」、さらに「水系流域」内での採取を検討する。このように流域を単位として、可能な限り施工地に近い範囲での採取を検討することとする。なお、地域性系統の植物とみなす最大の地理的範囲は「同一公園内の同一国土区分<sup>1)</sup>」内とする。<sup>3)</sup>

なお、国や各県のレッドデータブックにより地方や地域毎に保全対象となっている在来野草では、外部からの同種の持ち込みを避ける必要があるため、導入草種の設定時に掲載がないかについて確認する必要がある。

## 2.2 事業における在来野草の導入

### (1) 在来野草導入に関する留意点

在来野草は、草種によって生育特性が異なる。また、多くの草種ではその生育特性の詳細が明らかにされていない。そのため、導入する草種の特性と生産する種子量などの条件を把握し、事業の進捗に合わせた生産計画を調整する必要がある。

これらを踏まえた、事業における在来野草の導入に関する留意点を以下の表 2-1 に示す。

表 2-1 事業における在来野草の導入に関する留意点

留意点	解説
多くの草種の導入では作業期間が増加しやすい	・複数の草種を混合して植栽することが多く、結実の時期や生育する場所が異なることで、種子採取や植栽する期間が分散し、作業に掛ける期間が長くなる傾向にある。
大面積への導入には複数年を要する	・大面積で、密に植栽する場合は、大量の種子や苗を要するため、採れる種子が少量であったり、発芽率が悪い草種については、採取した種子を育成し、種子を増産するなど、複数年かけて生産する必要がある。
導入箇所の条件に合わせた草種の調整が必要である	・導入草種は、生物多様性を保全しながら、生育が継続できるよう、近隣の生育地で採取可能な種を優先し、導入予定地の気候や土壌条件など生育環境への適性にあった草種を選定する必要がある。 ・景観や地域との連携を考慮し、花や実などの観賞性についても配慮する必要がある。
複数の団体や個人が導入に関わる	・必要とする種子や苗の確保に向け、植物の専門家や NPO 団体、ボランティアや学生など多くの人々が関わることから、植栽するまでの期間や導入対象箇所の条件に合わせて調整が求められる。 ・多くの方が参加することは、対象事業への理解を深め、完成した施設に親しみを持ってもらえる機会としての活用も考えられる。 ・協働して形成した良好な在来野草の生育空間や景観の維持に向け、関係した人たちによる管理作業への参加を検討していく必要がある。

上記の留意点を踏まえ、導入に向けて、事業の段階（計画・事業執行・維持管理）毎の特性を踏まえて、導入方法の選択や導入に向けた草種や配植、関係者の参加方法を組み合わせた生産計画を定めることが望ましい。

なお、設定した生産計画は、事業の途中段階において進捗や在来草本の生育状況等に応じて柔軟な調整や修正を行うことも必要である。

次頁の図 2-2 に、事業を進めるうえでの各段階の実施内容とその特徴を踏まえた在来野草の導入ケース及び導入体制・生産方法の例を示す。

【事業の段階を考慮した在来野草の導入ケースと導入体制・生産方法の例】

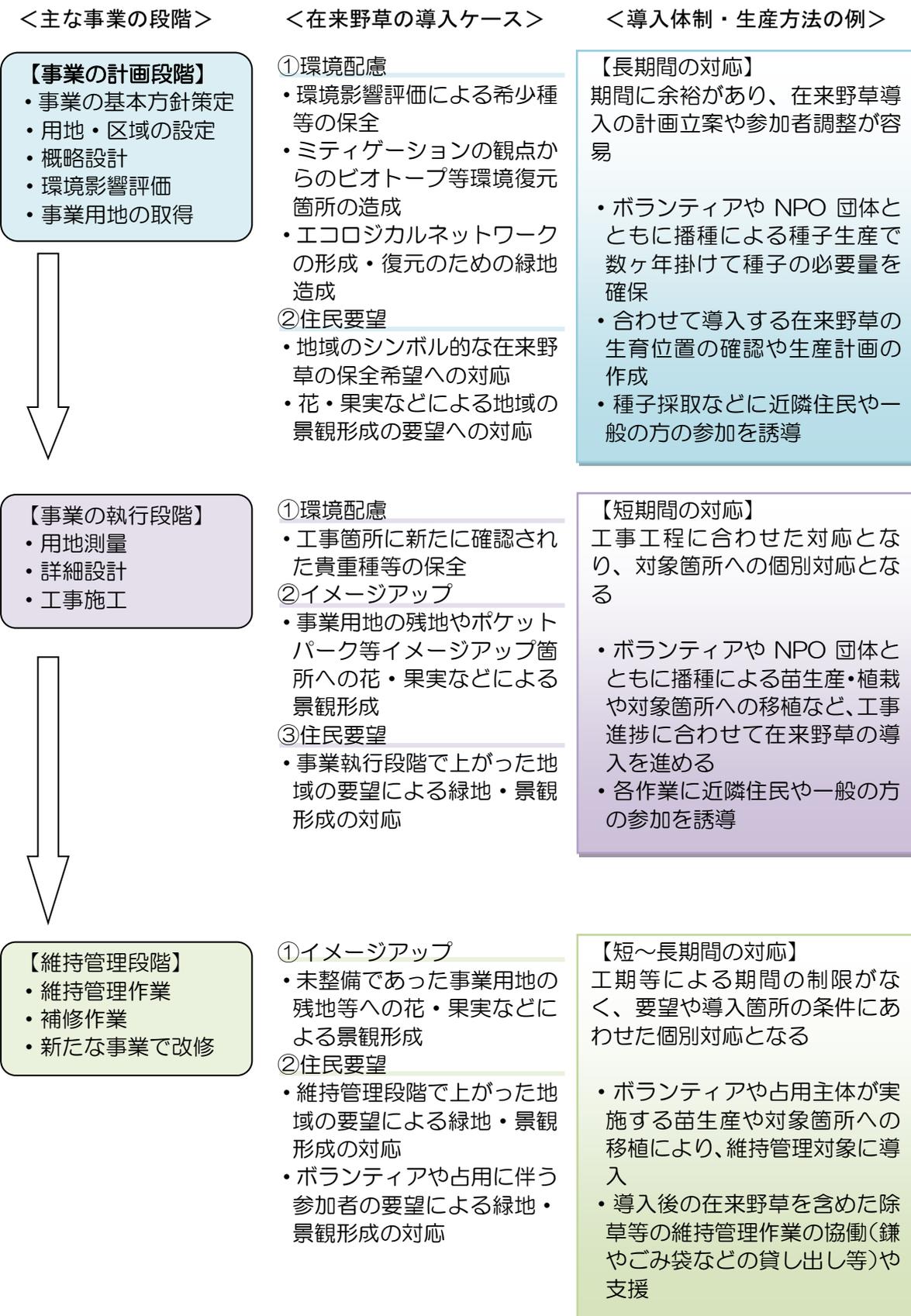


図 2-2 事業の段階を考慮した在来野草の導入ケースと導入体制・生産方法の例

## (2) 導入に向けた種子採取対象箇所

公共事業における緑化施設の植生は、主に法面のようなイネ科の草地と公園や街路樹などの樹林とその周辺の草地が主である。そのため、導入できる草種も草地（ススキ型草地、シバ型草地）や二次林（コナラ林、アカマツ林）の縁辺草地などで採取できる草種が適性である。この特性を踏まえ、在来野草導入に向けた種子採取に適した草地や二次林を表 2-2～3 及び図 2-3～4 に示す。

ただし、在来野草は、以下のような管理がなされた草地に多く生育するため、管理の有無も合わせて確認する。

なお、選定した種子採取対象箇所が事業者の所有する用地でない場合は、その管理者に許可を得る必要がある。

### 【在来野草が生育しやすい管理条件】

- ・施設管理や修景のため、定期的に除草され、草地として維持されていること。
- ・在来野草を維持するため定期除草や補植などの管理により、草地が維持されていること。
- ・牧草採取等刈草利用のために定期的に除草がなされ、草地として維持されていること。
- ・営農のために畔や樹林脇が除草され、草地として維持されていること。

表 2-2 在来野草導入に向けた種子採取に適した草地

対象箇所	概要	備考
管理用地内の草地	研究機関や博物館等の公共施設内にある草地	・管理用地の定期除草で刈り取られないよう調整が必要である。
草地管理の法面	河川堤防や道路の盛土法面など、草地の法面として管理されている箇所・区間	・定期調査などの実施により、施設管理者から在来草種の生育箇所情報を得られる場合もある。
事業予定地周辺の農地	牧草採取用の草地や放牧地等牧場関連施設の草地、営農の一環で除草されている草地	・種子採取時に外来牧草等の種子が混入しないよう注意が必要である。
近隣の公園等敷地	公園における野草エリア等在来野草が植栽されている箇所や、草地として管理されている箇所	・種子採取時に外来牧草等の種子が混入しないよう注意が必要である。



図 2-3 在来野草の種子採取に適した草地の例

表 2-3 在来野草導入に向けた種子採取に適した二次林

対象箇所	概要	備考
管理用地内の樹林脇	研究機関や博物館等の公共施設内にある樹林脇の草地	・管理用地の定期除草で刈り取られないよう調整が必要である。
管理施設内や周辺樹林	木本緑化された道路法面や環境施設帯等樹林脇の草地	・採取時は交通等に対する安全確保が必要である。
田畑脇の雑木林	所有者によるあぜ道などの除草による田畑に面した雑木林脇の草地	・近隣畑地の踏み荒らしなどに配慮する。
近隣の公園等敷地	公園にある在来野草が植栽されている樹林内の草地	・種子採取時に外来牧草等の種子が混入しないよう注意が必要である。



研究機関の管理用地

営農に伴い除草された用地

公園内の管理された樹林

図 2-4 在来野草の種子採取に適した二次林の例

### (3) 導入に向けた生産箇所

在来野草の導入には、植栽に向けた種子の増産や苗の育成のために、採取してきた種子を一定期間育成する生産箇所が必要となる。在来野草の生産は、プランターへの種子播き出しと定期的な水やりが主な作業となるため、在来野草導入までの一定期間プランターを設置しても支障がなく、水やり等の作業が安全に行いやすい用地であることが求められる。

以下の表 2-4 に、用地を長期間確保しやすく安全な作業が見込める、生産に適した用地の事例を示す。

表 2-4 導入に向けた生産に適した用地の事例

場所	生産規模	概要
事務所・出張所敷地内	小面積	・事務所や出張所内の敷地にある花壇や、その他の業務の邪魔にならない、まとまった場所。
建設予定地(取得済用地)	大面積	・建設予定地のうち取得が完了し、在来野草導入箇所に植栽を行うまでの仮植などが可能な用地。
既存緑化施設	小面積	・ポケットパークの花壇や防災ステーションの緑地等、既存施設の機能を低下させずに利用可能な用地。
事業残地	大面積～小面積	・道路の既存路線脇に残る残地等、利用が確定していない用地。
敷地内バックヤード	大面積～小面積	・公園で植物の補植や再植栽に備えた苗を育てるバックヤード等。
生産協力団体敷地	小面積	・種子採取や生産に協働で参加してもらおう小中高校等の敷地等(花壇やプランターで苗や種子を生産する)。

## 2.3 各事業における在来野草の導入ポイント

### (1) 道路事業への導入のポイント

道路事業においては、路線の計画によって環境影響評価による環境保全や代替地の造成が求められる。その一方、人の往来が増加し地域が人の目に触れる機会が増えることで、地元や道路利用者から緑化を含めた良好な景観の創出を求められるなど、環境保全と文化・景観の形成といった方面から、在来野草の導入要望を受けるケースも多い。

また、地域と身近に接する区間もあり、維持管理段階に移行しても地元ボランティアなどから、在来野草の植樹帯やポケットパークなど身近な施設への導入要望を受けることも想定される。

上記を踏まえ、道路事業で在来野草の導入を進めるにあたっての事業段階別のポイントや、道路施設の立地条件を踏まえた導入しやすい在来野草の特徴を以下に示す。

### 1) 道路事業における在来野草の導入について

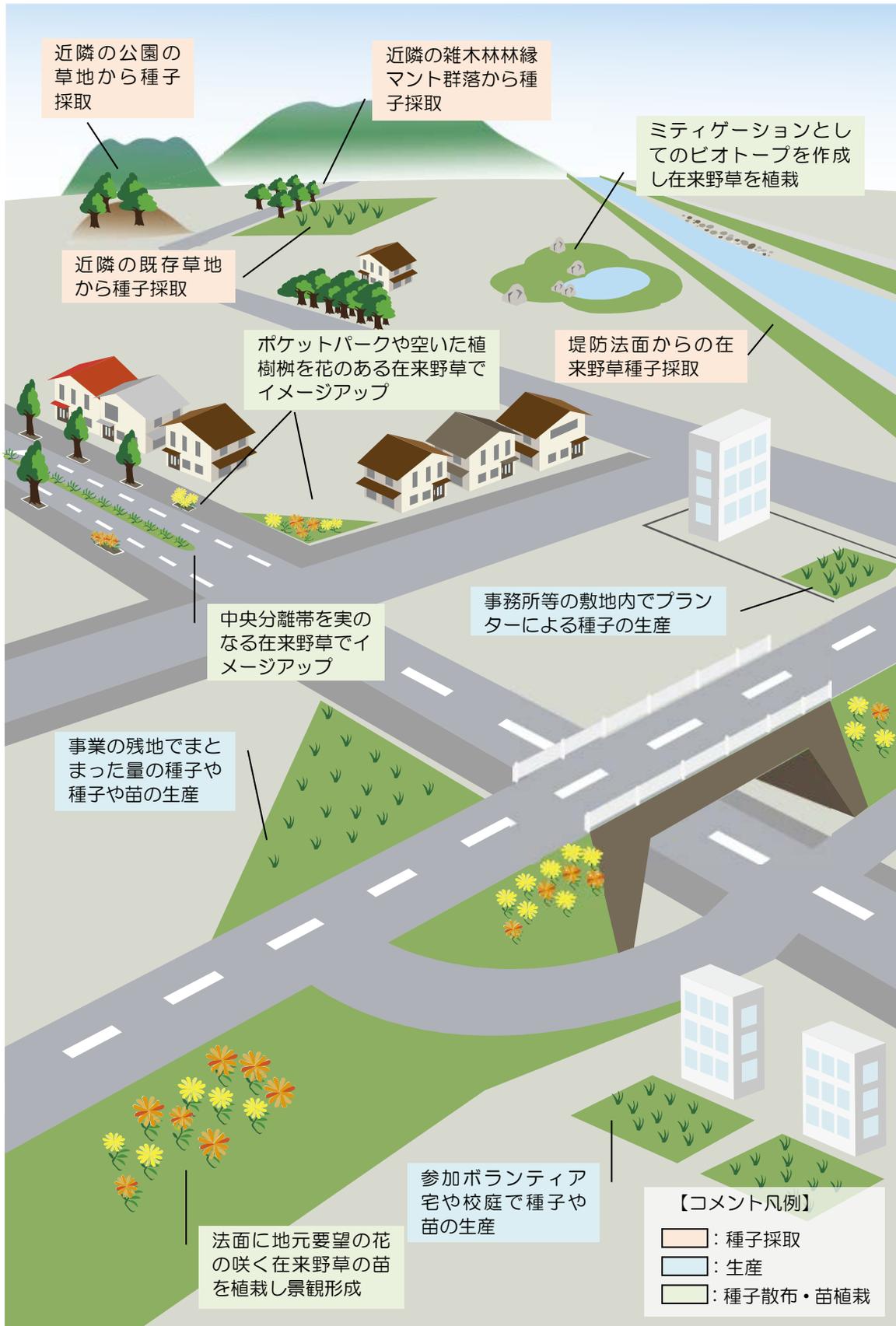
事業段階ごとの道路事業における導入のポイントを以下の表 2-5 に示す。

表 2-5 道路事業における導入のポイント

事業段階	導入機会	道路事業における導入のポイント
計画段階	環境影響評価による環境配慮を対象種として設定	・在来野草の生育代替地の造成や対象事業用地内での利用について指摘されることがあり、対象種の生育特性を踏まえ、簡易な方法で導入できるようであれば事業者自ら、または専門家や地域と連携して取り組む。
	地域を代表する草種の保全について住民や NPO 団体からの提案や要望	・要望のあった草種の生育特性を把握のうえ、対象事業用地内での利用を計画・設計に組み込む。 ・種子採取や生産などの導入計画は、要望団体等との連携を踏まえて作成する。
事業執行段階	工事対象箇所から貴重種等保全対象となる草種を確認	・保全対象草種の生育特性を把握の上、採取した種子や根株を植栽できる工事中の用地確保を含めた対策を検討する。
維持管理段階	ボランティア団体や道路占用者からの在来野草を用いた道路施設への植栽の提案や要望	・団体からの要望内容を評価し、在来野草の導入による安全性や施設への影響などのおそれがない場合は、植栽の導入を検討する。 ・必要に応じて、植栽やその後の維持管理に関する資材、機材を提供する。
	事業区間が世界遺産登録等環境や景観への配慮が求められる指定を受ける等	・指定の内容を把握の上、対象区間周辺も含めて、保全対象や地域の PR に利用できるような草種がないか確認する。 ・対象となる草種があれば、地域と連携しながら景観を考慮した道路への植栽を検討する。 ・必要に応じて、植栽やその後の維持管理に関する資材、機材提供等のサポートも検討する。

導入のポイントを踏まえた、道路事業への在来草種導入に関わる概略図を後述の図 2-5 に示す。

■道路事業への在来草種導入に関わる概略図



注) 種子採取や導入にあたっては施設管理者との調整や手続きが必要となる

図 2-5 道路事業での導入のイメージ図

## 2) 道路施設にあった在来野草草種

道路にある植栽が可能な施設は、植樹帯や中央分離帯など、植栽のための幅や土壌の深さが限られるなど植物の生育条件としては厳しい施設も多い。そのため、導入する在来野草の選定は、施設内の土壌条件等厳しい生育環境に適応できる草種を選定する必要がある。

道路施設ごとの生育環境を踏まえた対象としやすい草種の特徴を表 2-6 に示す。

なお、対象としやすい草種の特徴や導入対象となる地域の気象条件を踏まえ、後述する第 2 編『在来野草 200 種の生育特性』の「生育環境」や「観賞性」、「備考」に示す特性等の特徴と比べ、適性の高いものを選定してほしい。

表 2-6 道路施設の生育環境にあった在来野草草種の特徴

施設例	生育環境	対象としやすい草種の特徴*
道路法面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日当たりがよい</li> <li>・法尻側が湿潤になる場合がある</li> <li>・背丈の高い草種（外来牧草やススキ）が繁茂すると、日照条件が悪化する場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日当たりのよい場所で生育する草種</li> <li>・湿潤なところでは河原や湿った場所で生育する草種</li> <li>・既存植生の繁茂により日陰となっている箇所には、半日陰や林縁等暗所で生育する草種</li> </ul>
植樹帯・植樹帯・中央分離帯等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽された街路樹により日照条件が悪化していることがある</li> <li>・乾燥しやすい</li> <li>・人目につきやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林内や林縁等暗所で生育する草種</li> <li>・耐乾性の高い草種</li> <li>・上記のうち、観賞性の高い花や実をつける草種の選定が望ましい</li> </ul>
環境施設帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林内で日照条件が悪いことが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林内や林縁等暗所で生育する草種</li> </ul>
ポケットパーク・残地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日当たりが良い</li> <li>・人目につきやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日当たりのよい場所で生育する草種</li> <li>・上記のうち、観賞性の高い花や実をつける草種がよりよい</li> </ul>

※第 2 編『在来野草 200 種の生育特性』の「生育環境」や「観賞性」、「備考」に示す特性等の特徴を参考に整理した。

### ■コラム：在来野草の名前

在来野草の種名は、地名や地域の俗称、屋号や商品名など、身近なところにも取り入れられています。また、俳句の季語や春の七草など季節を示す単語として親しまれています。

一方、地方によっては別名で知られていたり、種名の漢字が姿かたちや名前の由来を示すなど、話題のタネになります。

草種選定の折に、種名の由来や漢字、季語を調べ、在来野草の導入にあたってのシンボルやイベント名称、作業への参加募集のチラシの文句などに利用してみたいかがでしょうか。

#### 【季語になる在来野草の種名】

**春**：チガヤ（茅花）、チチコグサ（父子草）、ハハコグサ（母子草）など

**夏**：オオバコ（車前草）、ギボウシ（擬宝珠）、ゲンノショウコ（現の証拠）など

**秋**：オトギリソウ（弟切草）、オミナエシ（女郎花）、オトコエシ（男郎花）、ススキ（薄）、オシロイバナ（白粉花）など

**冬**：スイセン（水仙）、フクジュソウ（福寿草）など

## (2) 河川事業への導入のポイント

河川事業においては、放水路やダムの建設に伴う環境影響評価による環境保全や代替地の造成を契機として、在来野草の導入が求められることが想定される。

また、維持管理段階における河川堤防の草地は、河川敷の公園や堤防脇の管理用道路等が散歩やサイクリングなどで利用する人たちの目に留まりやすいため、河川利用者や地域住民からの良好な景観創出の要望を受け、草種転換や在来野草の導入などの取組が求められることも想定される。

上記を踏まえ、河川事業で在来草本の導入を進めるにあたっての、事業段階別のポイントや、河川施設の立地条件を踏まえた導入しやすい在来野草の特徴を以下に示す。

### 1) 河川事業における在来野草の導入について

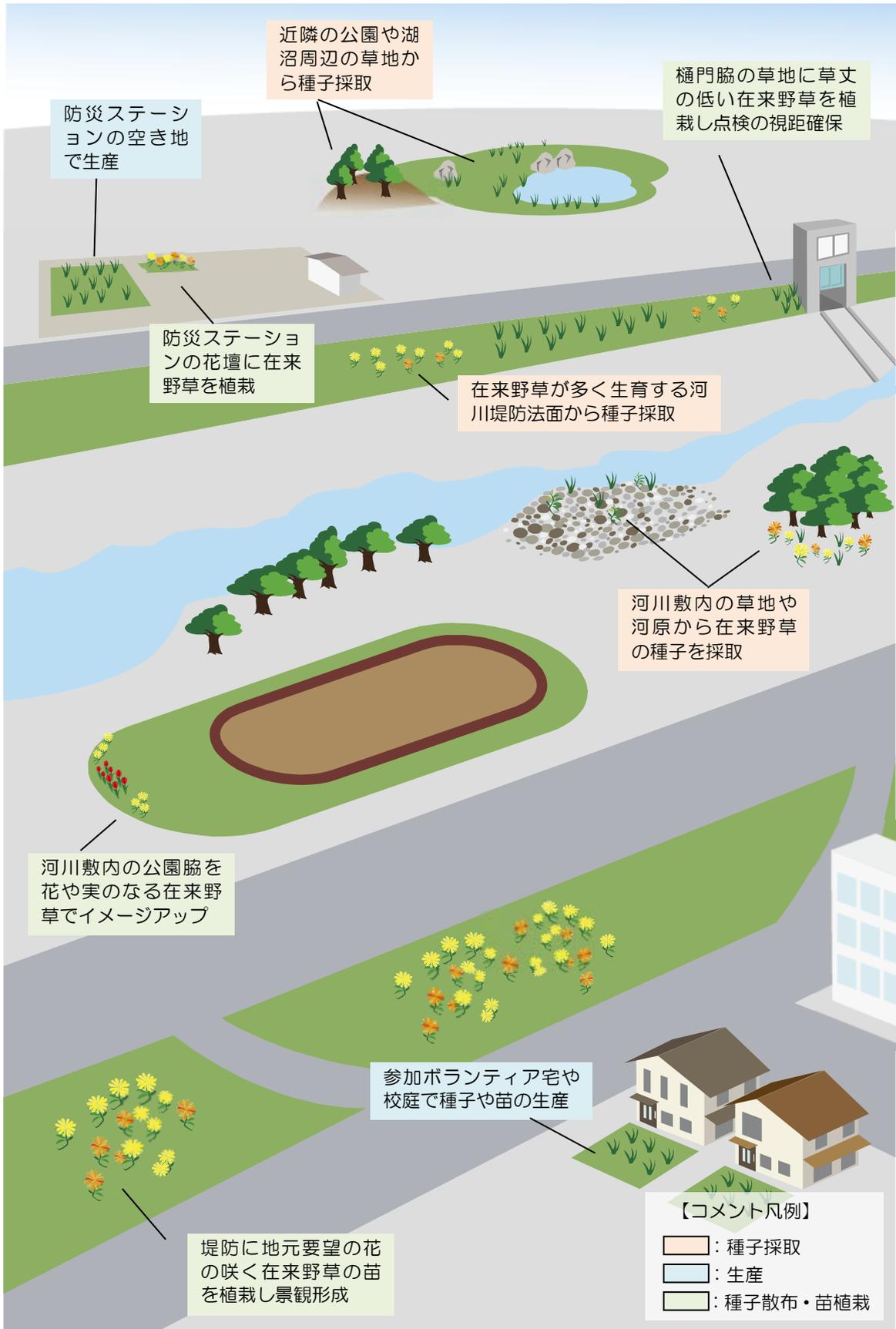
事業段階ごとの河川事業における導入のポイントを以下の表 2-7 に示す。

表 2-7 河川事業における導入のポイント

事業段階	導入機会	河川事業における導入のポイント
計画段階	環境影響評価による環境配慮を対象種として設定	・在来野草の生育代替地の造成や対象事業用地内での利用について指摘されることがあり、対象種の生育特性を踏まえ、簡易な方法で導入できるようであれば事業者自ら、または専門家や地域と連携して取り組む。
	地域を代表する草種の保全について住民や NPO 団体からの提案や要望	・要望のあった草種の生育特性を把握のうえ、対象事業用地内での利用を計画・設計に組み込む。 ・種子採取や生産などの導入計画は、要望団体等との連携を踏まえて作成する。
	在来野草の導入による文化・景観への配慮	・築堤時に堤防法面へ植栽する野芝に加え、対象箇所の文化や景観に寄与するような在来野草の苗の植栽を計画・設計に組み込む。 ・種子採取や生産などの導入計画は、要望団体等との連携を踏まえて作成する。
維持管理段階	草丈の高い外来植物繁茂に起因する視認性悪化等への住民や河川利用者からの改善要望	・要望内容を精査し、河川堤防の安全確保に配慮しながら、草丈が高くない在来野草を用いた植生転換（チガヤ草地形成等）を計画、実施する。 ・種子採取や生産などの植生転換計画は、必要に応じて、要望団体等との連携を踏まえて作成する。
	接続する湖沼におけるラムサール条約等環境や景観への配慮	・指定の内容を把握の上、対象区間周辺も含めて、保全対象や地域の PR に利用できるような草種の有無を確認する。 ・対象となる草種があれば、地域と連携しながら景観を考慮した河川施設への植栽を検討する。 ・必要に応じて、植栽やその後の維持管理に関する資材、機材提供等のサポートも検討する。

導入のポイントを踏まえた、河川事業への在来草種導入に関わる概略図を後述の図 2-6 に示す。

■河川事業への在来草種導入に関わる概略図



注) 種子採取や導入にあたっては施設管理者との調整や手続きが必要となる

図 2-6 河川事業での導入のイメージ図

## 2) 河川施設にあった在来野草草種

河川事業では、平成9年の河川法改正により、「治水」、「利水」に加え、新たに「河川環境の整備と保全」が目的に含まれており、河川施設内においても良好な環境づくりや保全が求められている。河川において在来野草の植栽が可能な施設は、堤防法面や河川敷の占用公園、樋門などの構造物周りなど大面積の施設が多く、そのような施設の全面に在来野草を導入するには、期間とコストがかかる。そのため、天端からのスロープや階段周り、河川敷の公園といった目につきやすい箇所等にエリアを限定するなど、可能な範囲からでも効果のあるところから在来野草の導入を図ることが必要である。

河川施設ごとの生育環境を踏まえた対象としやすい草種の特徴を表2-8に示す。

なお、対象としやすい草種の特徴や導入対象となる地域の気象条件を踏まえ、後述する第2編『在来野草200種の生育特性』の「生育環境」や「観賞性」、「備考」に示す特性等の特徴と比べ、適性の高いものを選定してほしい。

表2-8 河川施設の生育環境にあった在来野草草種の特徴

施設例	特徴	対象としやすい草種の特徴※
堤防法面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日当たりが良い</li> <li>・人目につきやすい</li> <li>・法尻側が湿潤になる場合がある</li> <li>・背丈の高い草種（外来牧草やススキ）が繁茂すると、日照条件が悪化する場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日当たりのよい場所で生育する草種</li> <li>・湿潤なところでは河原や湿った場所で生育する草種</li> <li>・既存植生で暗所となっている箇所には、半日陰や林縁等暗所で生育する草種</li> </ul>
樋門等施設周り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日当たりが良い</li> <li>・樋門などの施設周りの点検に支障を及ぼさない草丈が求められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日当たりのよい場所で生育する草種</li> <li>・草丈の低い草種</li> </ul>
河川敷占用公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日当たりが良い</li> <li>・洪水などにより湿潤になりやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日当たりが良いところで生育し、湿った所でも生育できる草種</li> </ul>
防災ステーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日当たりが良い</li> <li>・人目につきやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日当たりのよい場所で生育する草種</li> <li>・上記のうち、観賞性の高い花や実をつける草種の選定が望ましい</li> </ul>

※第2編『在来野草200種の生育特性』の「生育環境」や「観賞性」、「備考」に示す特性等の特徴を参考に整理した。

### ■コラム：七草堤防プロジェクト

国土交通省利根川下流河川事務所管内の堤防では、平成24年度より地域の中学生を主体とした、在来植物の苗づくりや植え付けに関する勉強会やイベントが行われています。

在来植物の導入に関心を持ってもらったり、作業への参加意欲をもっていただくのに、わかりやすいシンボルとして七草など野草に関する身近なキーワードを取り入れた例でもあります。

詳細については第3編をご覧ください。

**【数でまとまった在来野草の種名】**  
**春の七草**：セリ、ナズナ、ハハコグサ（御形）、ハコベラ、タビラコ（仏の座）、カブ（菘）、ダイコン（蘿蔔）  
**秋の七草**：ハギ、ススキ、キキョウ、ナデシコ、クズ、フジバカマ、オミナエシ  
**四木三草**：麻、藍、紅花（または木綿）

### (3) 公園事業への導入のポイント

公園事業においては、公園の持つコンセプトに基づく公園内の自然環境の保全、創出に関し、コンセプトに沿った在来野草の導入や保全のニーズがある。

また、維持管理段階において、植栽箇所別のテーマ変更等に伴う再整備や植栽していた在来野草の衰退による補植などの必要性も想定される。

上記を踏まえ、公園事業で在来野草の導入を進めるにあたっての、事業段階別のポイントや、公園施設の立地条件を踏まえた導入しやすい在来野草の特徴を以下に示す。

また、公園事業に関連した在来野草の採取しやすい箇所や生産しやすい用地の例を示す。

#### 1) 公園事業における在来野草の導入について

事業段階ごとの公園事業における導入のポイントを以下の表 2-9 に示す。

表 2-9 公園事業における導入のポイント

事業段階	導入機会	公園事業における導入のポイント
計画段階	公園のコンセプトに合わせた在来草種の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園のコンセプトにあった在来野草の使用を計画・設計に組み込む。</li> <li>種子採取や生産などの導入計画を立案する。</li> <li>対象種の生育特性を専門家に確認する。</li> </ul>
	ボランティアと協働で公園の植栽の計画・設計の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア等と協働でコンセプトにあった植栽の計画・設計に取り組む。</li> <li>団体等の導入作業への参加に関する意向を踏まえ、種子採取や生産などの導入計画を立案する。</li> </ul>
事業執行段階	一般参加を含めたボランティアによる在来野草の生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の造成に合わせて、ボランティア等と協働で在来野草の苗や植栽に使用する種子の生産に取り組む。</li> <li>必要に応じて、植栽やその後の維持管理に関する資材、機材提供等のサポートも検討する。</li> </ul>
維持管理段階	公園内の一部テーマ変更等に伴う再整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更内容に合わせた在来野草を用いた再整備を図る。</li> <li>種子採取や生産などの導入計画は、要望団体等との連携を踏まえて作成する。</li> </ul>
	一部施設・区画のボランティアによる管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部施設・区画をボランティア団体等が主体的に維持管理や補植を行うことで、在来野草の導入や生産を行う協働の体制づくりを検討する。</li> <li>必要に応じて、植栽やその後の維持管理に関する資材、機材提供等のサポートも検討する。</li> </ul>

導入のポイントを踏まえた、公園事業への在来草種導入に関わる概略図を後述の図 2-7 に示す。

■公園事業への在来草種導入に関わる概略図



注) 種子採取や導入にあたっては施設管理者との調整や手続きが必要となる

図 2-7 公園事業での導入のイメージ図

## 2) 公園施設にあった在来野草草種

公園施設への植栽に関しては、計画段階から草本類から木本類まで植栽に関する計画、設計が検討された上で、草種が設定されるため、基本的に公園のコンセプトに基づき、計画、設計思想に適合した草種を導入する。

なお、近年整備された公園の中には、計画、設計段階からボランティア等が参画し、地域の要望を取り入れながら植栽する植物を選定するケースもある。(第3編参照)

### (4) その他の緑地への導入

在来野草を導入しやすい道路、河川、公園以外の緑地としては、市民緑地、空き地、屋上緑地等がある。

想定される導入方法と留意点を表 2-10 に示す。

表 2-10 その他の緑地における在来野草の導入方法と留意点

緑地	想定される導入方法	導入の留意点
市民緑地	<ul style="list-style-type: none"><li>沿道にある公開空地の緑地や専用施設の緑地などにある花壇や草地において、在来野草の寄せ植えなどを導入</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>既存の植栽テーマや植栽草種と競合しないような草種の導入が必要である。</li></ul>
空き地	<ul style="list-style-type: none"><li>空き地の修景のために、植木鉢やプランター等で在来野草の寄せ植えなどを導入</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>空き地の利用の決定時に直ちに撤去できる方法で植栽する。</li><li>可能であれば近隣の公園や植樹帯への移植を検討する。</li></ul>
屋上緑地	<ul style="list-style-type: none"><li>屋上緑化に使用する草本類の材料として在来野草の苗を導入</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>公開地の場合は、四季によって花や実が付く時期の異なる草種を複数導入するなど、来場者が楽しめる工夫が必要である。</li></ul>